

府中市立府中第五中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

◎基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。このように、いじめは人として絶対に許されない行為であり、他者の人権を著しく侵害する行為である。

このような認識に基づき、本校では、全ての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対するいじめを知りながら放置することがないように、いじめ問題に関する生徒の理解を深め、防止に向けた意識を高めながら、いじめ防止への対策を進めていく。

◎いじめの定義

「いじめ」とは、**生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット等の情報通信手段を通じて行われるものを含む。)**であって、その行為の対象となった**生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

◎いじめの禁止

- ・生徒は、いじめを行ってはならない
- ・教職員は、いじめを見過ごさない、許さない

◎学校及び教職員の責務

学校は、いじめが、どの学校・どの学年・どの学級にも起こり得るという認識に立ち、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめの訴えやいじめが疑われるような事象があった場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、その再発防止の徹底に努める。

2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つに「いじめを絶対に許さない学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、いじめを見過ごさないことについて、組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が主体的にいじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、全校生徒による人権作文への取り組み、道徳教育並びに道徳の時間の指導の充実を図る。

② いじめの早期発見措置

- ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対し、定期的な調査を次のとおり実施する。
 - 生徒対象アンケート調査 年 3 回、各学期ごと実施
 - 長期休業中に「心の健康観察」実施
 - 学級担任による教育相談としての生徒からの聞き取り調査
2 者面談：適宜行う 3 者面談：年 2 回（7 月、12 月）
- イ いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに関わる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

○ スクールカウンセラーの活用

○ 担任を窓口とし、生活指導部内の特別支援・教育相談担当を中心とした相談体制

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教員の資質向上に努める。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、教員に向けての必要な啓発活動として、情報モラル研修会を行う。また、生徒に向けてはセーフティ教室・道徳などで情報モラルの向上を図る。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策会議」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

〔構成員〕

校長、副校長、生活指導担当主幹、教務担当主幹、進路指導担当主幹、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他

〔活 動〕

○ いじめの早期発見に関すること

○ いじめ防止に関すること

○ いじめ事案への対応に関すること

○ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〔開 催〕

○ 適宜開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

エ いじめの関係者間において争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 重大事案が発生した旨を、府中市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

○ いじめの早期発見、防止に関する活動・組織に関すること